



今月のニュース

12月28日(日)・30日(月)に、『燃やせるごみ』のみを特別に収集します。午前8時30分までに、ごみ収集所へ出してください。
また、大掃除などに伴う

大量のごみは収集所には出せませんので、『ごみの分け方・出し方』をご確認の上、深谷清掃センターへ直接搬入してください。
※29日(日)・30日(月)の2日間は、深谷清掃センターへの直接搬入は、混

年末年始ごみの特別収集

●問い合わせ 環境衛生課(☎585-2215)、深谷清掃センター(☎571-0799)

月	火	水	木	金	土	日
12/23 通常収集	24 通常収集	25 通常収集	26 通常収集 (資源物)	27 通常収集	28 収集なし ×	29 特別収集 ※燃やせるごみのみ × 直接搬入 できます
← 直接搬入できます →						
30 特別収集 ※燃やせるごみのみ × 直接搬入 できます	31 収集なし ×	1/1 収集なし ×	2 収集なし ×	3 収集なし ×	4 収集なし ×	5 収集なし ×

12月3日(火)～9日(月)は障害者週間です

●問い合わせ 障害福祉課(☎571-1011)

障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合う共存社会の実現を目指します。

〈各種相談〉

障害者やその保護者などへの各種相談、情報提供、権利擁護のために必要な援助を行っています。お困りのときは、ご相談ください。

【障害者生活支援センター歩歩】
対象 知的障害者、身体障害者、難病患者
電話 575-1115
住所 宿根12097
相談時間 月～土曜日午前9時～午後5時

【地域生活支援センター向陽】
対象 精神障害者
電話 599-2020
住所 熊谷市石原519-5
相談時間 月～金曜日午前9時～午後5時

出張相談(要予約) 毎週木曜日午後1時30分～4時30分・深谷コミュニティセンター
【相談支援センターイースト】
対象 障害児全般
電話 577-3540

住所 山河1054-1ハイム松島1階
相談時間 月～金曜日午前9時～午後5時

〈障害者の虐待防止と早期発見〉

『市障害者虐待防止センター』を設置し、虐待の通報や、虐待に関する相談を行い、早期解決に取り組んでいます。

【通報相談】☎571-1011(障害福祉課内)

10月12日に『第8回ふれあいスポーツ大会』、11月13日に『障害者文化作品展』を開催しました。

スポーツ大会では747人、文化作品展では1,155人の参加があり、スポーツや文化作品展を通じて親睦を深め、障害および障害者への理解を深め親交を図りました。



▲10月12日に開催された『第8回ふれあいスポーツ大会』の様子

国民年金からのお知らせ

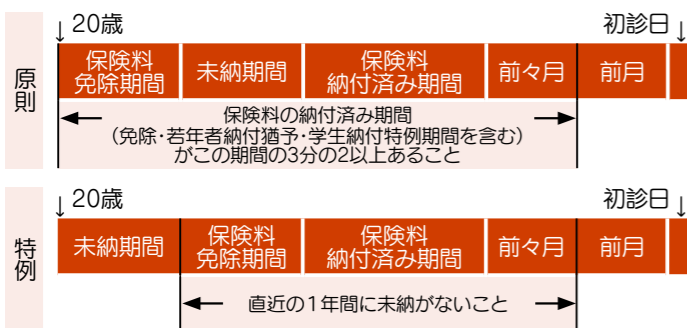
●問い合わせ 熊谷年金事務所(☎522-5012) 保険年金課(☎574-6641) 岡部市民生活課(☎585-2213) 川本市市民生活課(☎583-2783) 花園市民生活課(☎584-1121)

「存じてですか? 障害基礎年金」

国民年金の加入中などに初診日がある病气やけがなどで障害の状態になったとき、障害認定日(初診日から1年6か月を経過した日、またはその期間内に症状が固定した日)に、国民年金法で定める障害等級の1・2級に該当した場合、障害年金を受け取ることが出来ます。ただし、初診日の前日、初診日の属する月の前々月までの被保険者期間のうち、保険料納付済み期間と免除期間(若年者納付猶予・学生納付特例期間を含む)を合わせた期間が3分の2以上必要となります(初診日が平成28年3月31日以前にあるときは、特例として初診日の前々月までの直近の1年間に保険料の未納がなければよいことになっています)。

なお、20歳前に初診日がある病气やけがによって障害の状態になった場合は、障害等級の1・2級に該当すれば20歳から(障害認定日が20歳以降の場合には障害認定日から)

保険料納付要件



受給出来ます。ただし、この場合、本人に一定額以上の所得やほかの年金の受給がある場合、支給が制限されます。※障害年金と身体障害者手帳の等級では、認定基準が異なります。身体障害者手帳が1・2級であっても障害基礎年金が受けられるとは限りません。※初診日とは、障害の原因となった病气やけがについて、初めて医師の診療を受けた日のことです。

雑が予想されます。できる限り27日(金)までの搬入にご協力ください。
※熊谷衛生センター、江南清掃センターにも、12月29日(日)・30日(月)に直接搬入できます。詳細は、各センターへお問い合わせください。
■熊谷衛生センター(☎532-2021)
■江南清掃センター(☎530-5745)
深谷清掃センターへの直接搬入
受付時間 午前8時30分～午後4時
搬入できる物 燃やせるごみ・燃やせないごみ・粗大ごみ・資源物・有害ごみ
※正しく分別して搬入してください。
受入料金(家庭のごみ) 50kg以下
|| 無料、50kgを超える部分 || 10kgにつき10円
し尿・浄化槽のくみ取り
年末のし尿・浄化槽のくみ取りは、下記の通りです。早めに各清掃業者へ申し込みください。
なお、年始のくみ取りは、両地区とも平成26年1月6日(月)からとなります。

区分	年末		年始	問い合わせ・申し込み
	くみ取り最終申込日	くみ取り最終日	くみ取り開始日	
深谷・岡部地区	※早めにお申し込みください。	12月27日(金)午後4時30分まで	1月6日(月)	問い合わせ 衛生センター(☎571-4920) 申し込み 各清掃業者へ
川本・花園地区				問い合わせ 寄居町汚泥再生処理センター(☎582-0715) 申し込み 各清掃業者へ

※各清掃業者は、市ホームページをご覧ください。